

申し合わせ

【賀茂船主組合連絡協議会】

金目・ムツ釣り

金目、立て縄漁における漁船・遊漁船の申し合わせ事項は下記のとおりである。

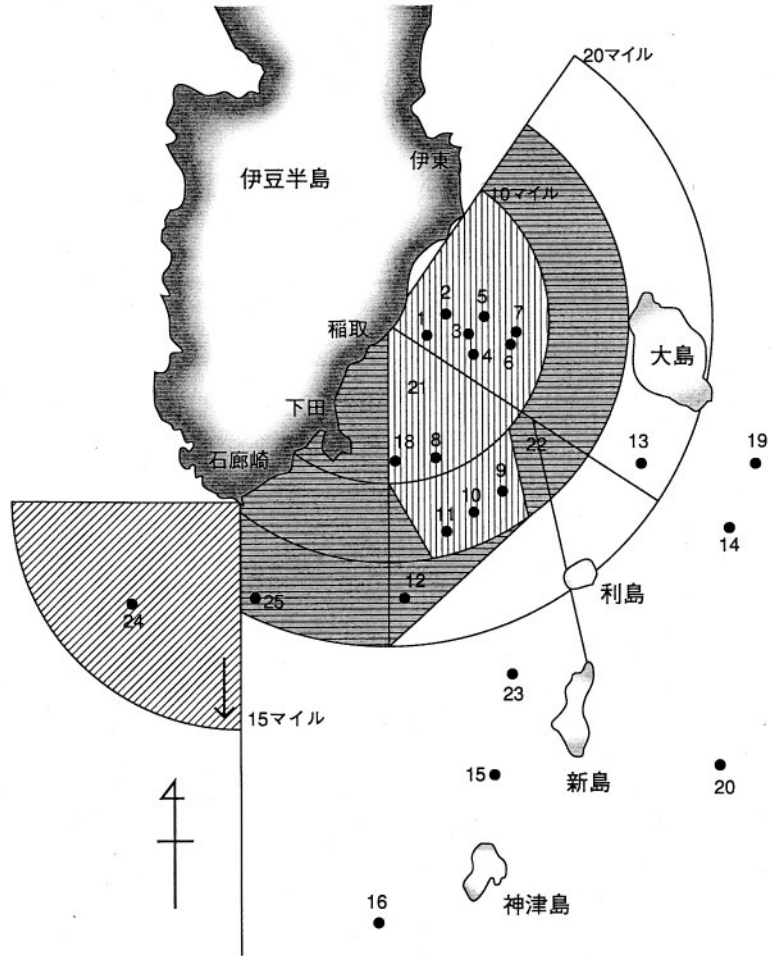
記

(平成26年2月改正)

	漁 船	遊 漁 船
休漁日	<ul style="list-style-type: none"> 毎週土曜日 No1~12,18,21,22,25(赤青) 正月1,2,3日及び8月14,15,16日 但し、12月の最終土曜日は操業可 ※12月30日、31日が最終土曜日になった場合は、前週土曜日を操業可とする。 正月1,2,3日及び8月14,15,16日 石廊沖 No24(黄)は、8月14,15,16日 但し、土曜日と正月1,2,3日は操業可 	<ul style="list-style-type: none"> No1~11, 18, 21(赤) 周年操業禁止 No12, 22, 25(青) 毎週土曜日、 但し、12月の最終土曜日は操業可 ※12月30日、31日が最終土曜日になった場合は、前週土曜日を操業可とする。 正月1,2,3日及び8月14,15,16日 石廊沖 No24(黄)8月14,15,16日 但し、土曜日と正月1,2,3日は操業可 土曜日の遊漁船船頭は操業を自粛する (賀茂船主組合連絡協議会休漁日の遊漁船操業は、魚屋への販売は禁止)
	No13, 14, 15, 16, 19, 20, 23周年操業可	同 左
	サメ駆除日の翌日は休漁とする。(キンメ漁場での操業船以外はその限りでなく、地区役員に一任)	
	下田市魚市場連休の場合、市場最終休日以外の操業を禁止(5月1日~9月30日まで)	
釣 数	1道具50本以内とする。サンマ餌を使用する場合は針15本とする。	20本以内 キンメ釣りにおけるサンマ餌禁止。
縄 数	1人2本まで(2人/4本・3人/6本)	
※使用済み道具は必ず持ち帰ること、故意による海洋投棄は禁止する。		
同乗者	専業者以外の一般の同乗者が、道具を使用し操業することを禁止する。	
投 縄	時期ごとに設定(現行下記)	
終 了	16時	13時
罰 則	申し合わせに違反した場合は、1ヶ月間、申し合わせ事項の指定魚種の釣り禁止。	
投縄時間	2月 5日 5時40分 3月 10日 5時20分 3月 24日 5時00分 4月 16日 4時40分 4月 28日 4時20分 5月 17日 4時00分 7月 25日 4時20分 8月 22日 4時40分 9月 19日 5時00分 10月 22日 5時20分 11月 11日 5時40分 12月 1日 6時00分	2月 5日 6時00分 3月 10日 5時40分 3月 24日 5時20分 4月 16日 5時00分 4月 28日 4時40分 5月 17日 4時20分 7月 25日 4時40分 8月 22日 5時00分 9月 19日 5時20分 10月 22日 5時40分 11月 11日 6時00分 12月 1日 6時20分

キンメダイ沿岸主要漁場

NO.	礁名
1	根山
2	湯尻
3	済広寺
4	角山
5	三居
6	本場
7	矢筈出
8	高場
9	ウドマ合せ
10	間の場
11	トーフ山
12	石廊合せ
13	三七山
14	大室出南端
15	ヒョウタン根南西
16	神津島南西
18	音羽山
19	大島波浮島
20	新島背戸
21	60立
22	新島合せ
23	高瀬
24	石廊沖
25	青根アコウ場



制限事項

漁船	赤■青■ 毎週土曜日休漁
	赤■青■ 正月1,2,3日及び8月14,15,16日休漁
	黄■ 8月14,15,16日休漁
遊漁船	赤■ 周年操業禁止区域
	青■ 毎週土曜日と
	正月1,2,3日及び8月14,15,16日休漁
	黄■ 8月14,15,16日休漁

道具	<p>道具のからみ合いの取り扱い</p> <p>○操業場所（漁場）において道具のからみ合いが生じた場合のキンメ・ムツは、半々とする（但し、その時の状態に応じて処理する）。</p> <p>○からみ合いのキンメ・ムツは仲渡し、仲渡しできない場合は、相手方の漁協に報告し、水揚金を送金すること。</p> <p>道具の手先にワイヤー使用禁止</p>
その他	<p>60立の操業について……以下の事項に違反した場合は全面禁漁とする。</p> <p>夜間コマセ釣り禁止。錨釣り禁止。</p> <p>周年金曜日は、夜釣り禁止。根を保護するため小さいコマセ缶を使用する。</p> <p>但し、12月最終金曜日の夜釣りは操業可。</p>